

低所得者に対する介護保険サービスに係る 利用者負担額の軽減制度事業

令和元年度 行政事業レビュー公開プロセス資料

事業概要

【事業概要】

介護保険制度導入時、措置制度に比べ低所得者の利用者負担が増加するなど、様々な意見・要望等があり、制度上の利用者負担の軽減策と併せて、重層的に支援する仕組みとして低所得者への軽減措置を講じる。

【事業内容】

(1) 障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業

障害者総合支援法によるホームヘルプサービスを利用していた低所得者が、介護保険制度の適用を受けた場合に、利用者負担が生じることの激変緩和を図るため、当該利用者負担額を全額免除する。

(2) 社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業

社会福祉法人が、低所得者の負担軽減を行うことは本来の使命との考え方の下で、低所得者等の介護保険サービス利用を促進するため、法人の持ち出しにより低所得者について利用者負担の軽減を行うこととし、持ち出し費用の一部を公費により助成する。

(3) 離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業

離島等地域においては、訪問系の介護サービスを利用した場合、介護報酬に15%相当の特別地域加算が行われ、利用者負担も増額されることになる。このため、離島等の地域の利用者負担について、他地域との均衡を図る観点から、低所得者の利用者負担額の1割分を減額する。

○ 通常10%の利用者負担を9%に軽減

(4) 中山間地域等の地域における加算に係る利用者負担額軽減措置事業

中山間地域等においては、訪問系の介護サービスを利用した場合、介護報酬に10%相当の加算が行われ、利用者負担も増額されることになる。このため、中山間地域等の地域の利用者負担について、他地域との均衡を図る観点から、低所得者の利用者負担額の1割分を減額する。

○ 通常10%の利用者負担を9%に軽減

【実施主体】 市町村

【補助割合】 国1／2、都道府県1／4、市町村1／4

(1)事業目的

- 介護保険制度導入時、それまでの措置制度に比して、低所得者の利用者負担が増加するケースが想定されたため、様々な低所得者対策が実施された。
- 本事業は、その一つの取組として、社会福祉事業を任務とし、税制優遇措置等を受けている社会福祉法人が、低所得者の負担軽減を行うことは本来の使命との考えの下、介護保険制度における低所得者施策を補足すべく、法人の持ち出しにより利用者負担の軽減を行うこととし、その一部を公費により助成しているもの。

(2)事業実施主体及び実施方法

- ① 事業実施主体
市町村

- ② 実施方法

市町村は、当該市町村内の社会福祉法人等が自らの持ち出しにより生計困難者の利用者負担の軽減を行う場合、申し出を受け、その費用の一部を助成する。
(市町村1／4、都道府県1／4、国1／2)

(3) 軽減の対象者

- 住民税非課税であって、次の要件をすべて満たす者のうち、生計が困難な者として市町村が認める者
- ① 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
 - ② 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。
 - ③ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
 - ④ 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
 - ⑤ 介護保険料を滞納していないこと。

(4) 軽減の対象となるサービス

訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス、介護福祉施設サービス
※ 介護予防サービスがある場合も含む。

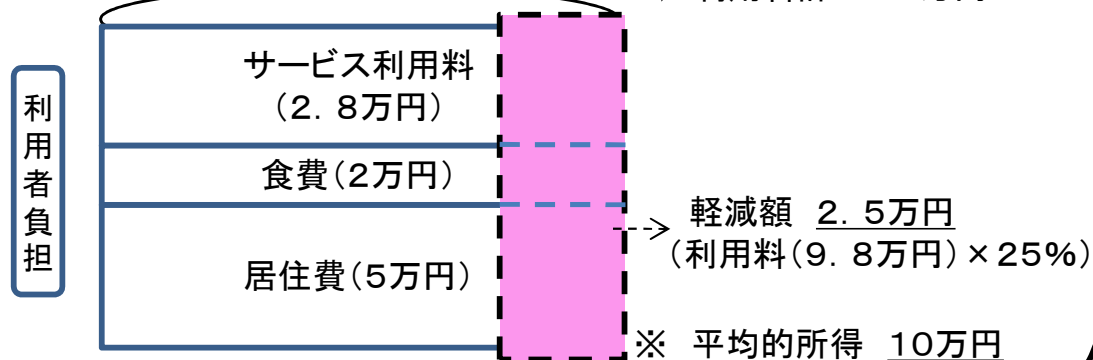
(5) 軽減の割合

利用者負担の1／4

(老齢福祉年金受給者は1／2)

※ イメージ 特養入所の方(ユニット型個室:所得第3段階)

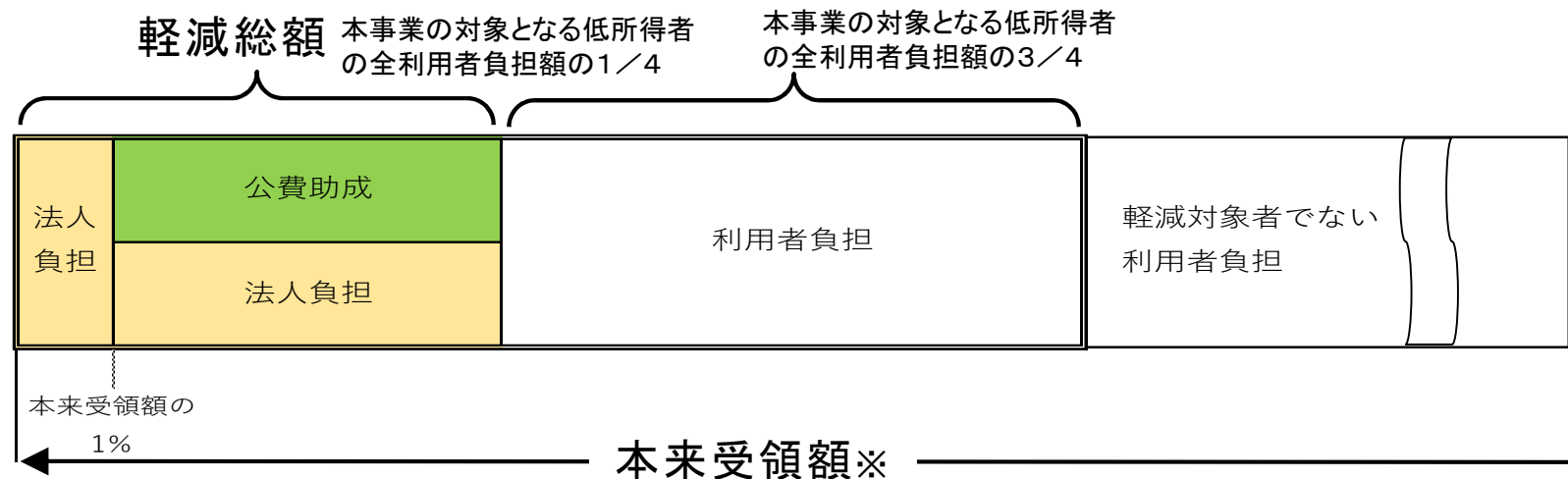
利用料計:9.8万円 → 利用料計:7.3万円



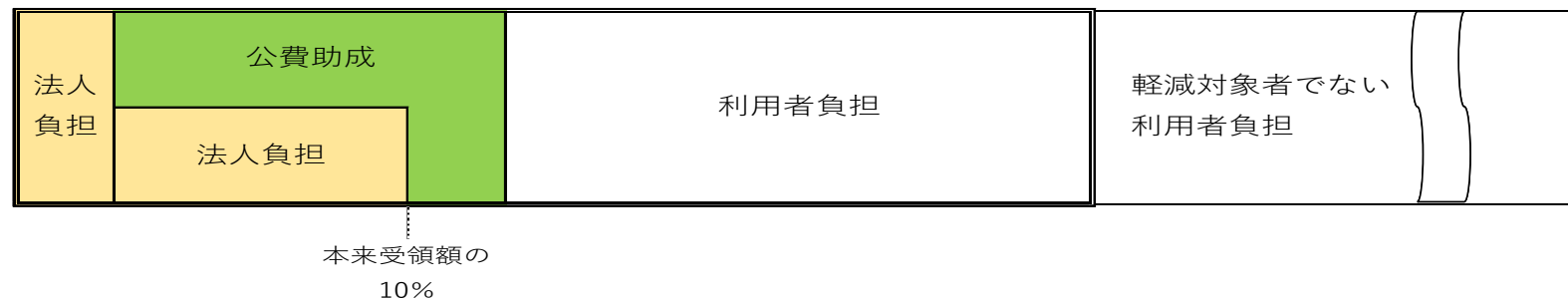
(6) 公費負担

- 事業主体の負担を基に助成を実施(国1/2、市町村・都道府県1/4ずつ)
- 軽減の対象でない利用者も含めた、事業者が本来受領すべき利用者負担の総額(1割負担、食費、居住費及び宿泊費の合計額)の1%までは、法人が全額を負担
- 1%を超える部分について、1/2を公費により助成
- 特別養護老人ホームの場合、10%を超える部分はすべて公費により助成

◆ 特養以外



◆ 特養



※ 軽減対象でない者も含めた全利用者の1割負担、食費、居住費の合計額

(7)実施状況

都道府県	事業を実施する保険者(市町村)数						軽減対象者数(人)			執行額(千円)		
	27年度	28年度	29年度	27年度	28年度	29年度	27年度	28年度	29年度	27年度	28年度	29年度
合計	1,140 (1,219)	1,168 (1,253)	1,146 (1,230)	44,494	44,035	46,186	591,398	595,542	625,988			
1 北海道	126 (126)	137 (137)	138 (138)	7,925	8,139	8,565	118,091	122,638	126,838			
2 青森県	26 (26)	26 (26)	29 (29)	687	748	694	11,225	11,532	12,840			
3 岩手県	25 (28)	23 (26)	25 (27)	1,357	1,096	1,210	20,456	18,592	20,638			
4 宮城県	26 (26)	27 (27)	28 (28)	929	860	858	10,817	12,886	17,198			
5 秋田県	9 (9)	9 (9)	9 (9)	123	104	99	2,036	1,252	1,230			
6 山形県	22 (22)	21 (21)	21 (21)	790	854	835	9,934	11,096	11,835			
7 福島県	33 (33)	35 (35)	36 (36)	867	819	856	11,803	10,798	11,950			
8 茨城県	13 (14)	15 (15)	12 (12)	188	184	321	1,977	1,944	2,176			
9 栃木県	9 (18)	20 (20)	19 (19)	276	254	284	4,001	4,227	4,664			
10 群馬県	21 (21)	20 (20)	19 (19)	264	240	256	3,198	3,058	2,598			
11 埼玉県	21 (21)	23 (23)	24 (24)	260	247	289	5,413	4,476	4,308			
12 千葉県	17 (17)	16 (16)	15 (16)	230	119	149	1,062	1,104	1,219			
13 東京都	42 (42)	46 (46)	47 (47)	1,709	2,270	2,595	9,674	11,295	19,130			
14 神奈川県	27 (27)	27 (27)	28 (28)	2,809	2,331	2,673	13,476	11,328	11,637			
15 新潟県	28 (28)	28 (28)	28 (28)	2,292	2,316	2,410	20,223	18,082	19,076			
16 富山県	6 (6)	6 (6)	6 (6)	74	71	74	436	450	420			
17 石川県	13 (13)	14 (14)	12 (12)	150	120	126	1,342	1,126	1,096			
18 福井県	12 (12)	11 (11)	10 (10)	116	130	137	794	776	917			
19 山梨県	26 (26)	26 (26)	26 (26)	1,020	1,041	1,052	15,454	15,127	15,159			
20 長野県	47 (61)	48 (62)	44 (58)	1,708	1,544	1,199	13,388	13,773	13,966			
21 岐阜県	16 (18)	16 (18)	17 (21)	222	234	272	2,592	2,357	2,319			
22 静岡県	32 (32)	32 (32)	31 (31)	2,916	2,694	2,848	66,052	66,435	62,109			
23 愛知県	39 (42)	38 (41)	38 (41)	1,182	1,134	1,167	14,256	12,346	11,405			
24 三重県	22 (26)	22 (26)	22 (26)	196	173	208	2,813	2,906	2,822			
25 滋賀県	19 (19)	17 (17)	17 (17)	737	770	772	11,096	8,194	7,763			
26 京都府	21 (21)	24 (24)	25 (25)	1,601	1,688	1,921	26,961	23,963	27,302			
27 大阪府	41 (41)	36 (38)	35 (35)	2,297	2,501	2,624	30,034	28,508	31,060			
28 兵庫県	28 (28)	37 (37)	25 (25)	1,883	1,640	1,946	9,041	11,340	10,089			
29 奈良県	12 (12)	16 (16)	18 (18)	54	83	72	266	266	528			
30 和歌山県	27 (27)	28 (28)	26 (26)	531	484	485	9,512	7,846	7,658			
31 鳥取県	15 (17)	16 (18)	16 (18)	411	438	470	8,654	9,539	11,685			
32 島根県	15 (19)	15 (19)	14 (18)	934	897	836	12,295	12,144	12,351			
33 岡山県	12 (12)	14 (14)	15 (15)	227	243	263	3,620	3,601	4,423			
34 広島県	21 (21)	21 (21)	20 (20)	721	661	598	7,175	6,477	6,458			
35 山口県	17 (17)	16 (16)	13 (13)	721	636	675	10,146	9,268	8,729			
36 徳島県	24 (24)	24 (24)	24 (24)	539	578	516	9,157	9,553	8,468			
37 香川県	12 (12)	11 (11)	10 (10)	234	206	140	3,309	2,440	2,108			
38 愛媛県	15 (15)	17 (17)	17 (17)	252	275	320	3,655	5,129	5,486			
39 高知県	25 (25)	24 (24)	22 (22)	543	517	537	9,698	9,339	9,434			
40 福岡県	28 (47)	15 (47)	14 (46)	1,004	1,004	1,108	10,154	14,838	14,935			
41 佐賀県	18 (18)	18 (18)	19 (19)	437	436	415	9,674	10,856	12,649			
42 長崎県	18 (20)	15 (17)	15 (17)	450	429	427	5,480	5,510	5,992			
43 熊本県	45 (45)	44 (44)	44 (44)	400	326	357	6,567	5,636	5,499			
44 大分県	17 (17)	17 (17)	17 (17)	387	602	547	9,068	10,466	9,840			
45 宮崎県	15 (15)	16 (16)	16 (16)	578	604	615	12,332	13,516	14,570			
46 鹿児島県	27 (27)	29 (29)	28 (28)	755	765	825	11,203	10,972	12,569			
47 沖縄県	10 (26)	12 (29)	12 (28)	508	530	540	11,788	16,537	18,842			

※事業を実施する保険者数の括弧の数値は市町村数

(参考)実施体制が整っている市町村数											
25年度		26年度		27年度		28年度		29年度			
市町村数	実施率	市町村数	実施率	市町村数	実施率	市町村数	実施率	市町村数	実施率	市町村数	実施率
1,558	89.5%	1,627	93.5%	1,631	93.7%	1,649	94.7%	1,650	94.8%		
111	62%	127	71%	128	72%	137	77%	138	77%		
36	90%	38	95%	39	98%	40	100%	40	100%		
33	100%	33	100%	33	100%	33	100%	33	100%		
33	94%	35	100%	35	100%	35	100%	35	100%		
16	64%	16	64%	16	64%	16	64%	16	64%		
29	83%	34	97%	34	97%	33	94%	31	89%		
54	92%	56	95%	56	95%	55	93%	55	93%		
41	93%	42	95%	42	95%	43	98%	43	98%		
26	104%	25	100%	25	100%	25	100%	25	100%		
35	100%	35	100%	35	100%	35	100%	35	100%		
61	97%	63	100%	63	100%	63	100%	62	98%		
49	91%	52	96%	53	98%	52	96%	53	98%		
49	79%	50	81%	51	82%	52	84%	52	84%		
29	88%	31	94%	32	97%	32	97%	32	97%		
21	70%	30	100%	30	100%	30	100%	30	100%		
15	100%	11	73%	11	73%	11	73%	12	80%		
17	89%	19	100%	19	100%	19	100%	19	100%		
13	76%	16	94%	16	94%	16	94%	16	94%		
26	96%	26	96%	26	96%	26	96%	26	96%		
74	96%	75	97%	74	96%	76	99%	77	100%		
41	98%	41	98%	41	98%	42	100%	41	98%		
35	100%	35	100%	35	100%	35	100%	35	100%		
54	100%	54	100%	51	94%	54	100%	54	100%		
29	100%	28	97%	29	100%	29	100%	29	100%		
19	100%	19	100%	19	100%	19	100%	19	100%		
26	100%	26	100%	26	100%	26	100%	26	100%		
43	100%	43	100%	43	100%	43	100%	43	100%		
41	100%	41	100%	41	100%	41	100%	41	100%		
24	62%	36	92%	37	95%	37	95%	38	97%		
30	100%	30	100%	30	100%	30	100%	30	100%		
18	95%	19	100%	19	100%	19	100%	19	100%		
16	84%	19	100%	19	100%	19	100%	19	100%		
25	93%	26	96%	27	100%	27	100%	27	100%		
21	91%	23	100%	23	100%	23	100%	23	100%		
19	100%	19	100%	19	100%	19	100%	19	100%		
24	100%	24	100%	24	100%	24	100%	24	100%		
15	88%	16	94%	16	94%	16	94%	16	94%		
20	100%	20	100%	20	100%	20	100%	20	100%		
30	88%	30	88%	30	88%	30	88%	30	88%		
60	100%	60	100%	60	100%	60	100%	60	100%		
20	100%	20	100%	20	100%	20	100%	20	100%		
21	100%	21	100%	21	100%	21	100%	20	95%		
45	100%	45	100%	45	100%	45	100%	45	100%		
18	100%	18	100%	18	100%	18	100%	18	100%		
23	88%	22	85%	22	85%	24	92%	24	92%		
36	84%	40	93%	40	93%	40	93%	40	93%		
37	90%	38	93%	38	93%	39	95%	40	98%		

(8) 事業を実施する保険者数と実施体制が整っている市町村数の差について

- 事業を実施する保険者数は補助金の交付実績数であるが、実施体制が整っている市町村数に比べ少ないのは、
 - ・ 軽減対象者がいなかった
 - ・ 実際に軽減は行ったものの、軽減額が本来受領すべき利用者負担の総額の1%を越えなかったなどにより、補助実績がなかったものと考えられる。

(9) 市町村の実施体制が整っていない要因について

- 実施体制が整っていない主な要因としては、
 - ・ 軽減対象者がいない
 - ・ 社会福祉法人の財政状況等により、法人から事業実施への理解が得られない
 - ・ 市町村において財政負担や事務負担が生じてしまうなどが考えられる。

論点と見直しの方向性等について

論点・現状

<論点>

- 成果実績未達成である要因を分析し、未実施保険者が出ないように必要な措置を検討すべきではないか。

<現状>

- 本事業の趣旨を踏まえると、全ての地域において本事業が利用できるような体制を整備することが重要。全国課長会議等を通じて、都道府県に対し、未実施の市町村名を明記し、当該市町村及び社会福祉法人に事業実施への一層の働きかけをお願いしており、着実に成果が出ている。

(参考)実施体制が整っている市町村数

1, 558(平成25(2013)年) ⇒ 1, 650(平成29(2017)年)

見直しの方向性等

- 未実施の市町村及び社会福祉法人に事業実施への一層の働きかけを行うとともに、関係団体とも連携し、社会福祉法人の社会的な役割を踏まえた本事業の意義をあらためて説明し、実施法人の一覧を示して事業実施の理解を求め、実施率の向上を図る。

※ なお、行政事業レビューシートの成果目標及び成果指標について、以下のとおり見直す。

(現行)

定量的な成果目標	成果指標
全保険者において実施することを目指す	社会福祉法人等による生活困難者に対する利用者負担軽減制度事業を実施する保険者数

(見直し案)

定量的な成果目標	成果指標
全市町村において利用できる体制を整備することを目指す	社会福祉法人等による生活困難者に対する利用者負担軽減制度事業の実施体制を整備した市町村数

参考資料

社会福祉法人制度の概要

1. 社会福祉法人とは

○社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の規定に基づき、所轄庁の認可を受けて設立される法人。

※社会福祉事業には、第一種社会福祉事業と第二種社会福祉事業がある。

・第一種社会福祉事業…経営主体は行政又は社会福祉法人が原則 → 特別養護老人ホーム、児童養護施設 等

・第二種社会福祉事業…経営主体に制限なし → 保育所、障害福祉サービス事業 等

※個別法によって、経営主体が制限される場合がある。

2. 経営の原則（社会福祉法第24条）

○社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効率的かつ適正に行うため、

①自主的な経営基盤の強化

②福祉サービスの質の向上

③事業経営の透明性の確保

を図る必要がある。

3. 運営

○社会福祉法人は、その非営利性・公益性に鑑みて、運営にあたって強い公的規制を受ける一方で、税制優遇措置や補助金の交付を受けている。

※公的規制…原則不動産の自己所有、解散時の残余財産の帰属先の制限(社会福祉法人又はその他の社会福祉事業を行う者(公益財団法人等)若しくは国庫)、財務諸表等の届出・公表、所轄庁による指導監査 等

※支援措置…社会福祉事業・公益事業に係る法人税の原則非課税、施設整備補助金の交付 等

4. その他

○法人の主たる事務所の所在地、法人が行う事業の区域に応じて都道府県知事又は市長が認可・指導監査等を実施【20,798法人(平成29年度末時点)】※出典:福祉行政報告例

○法人の行う事業が2以上の地方厚生局の管轄区域にわたるものであって、特定の要件を満たす場合は厚生労働大臣が認可・指導監査等を実施【40法人(平成29年度末時点)】